

行政さが

〔発行所〕 佐賀県行政書士会
〔発行者〕 会長 赤司 久人
〔編集者〕 広報部編集委員会
TEL 0952-36-6051 FAX 0952-32-0227
HP <http://capls.or.jp>
Mail sagaslct@orange.ocn.ne.jp

題字: 徳永浩(総務部)



佐賀市内のライトファンタジー

撮影: 福島幸典(広報部)

No.
146

平成28年度新年号 会報

目次 Contents

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| ■ 新年のごあいさつ < 佐賀会会長、佐賀県知事、日行連会長 > | P1~3 |
| ■ 平成28年度行政書士制度広報月間無料相談会の実施報告 | P4~5 |
| ■ 平成28年度第2回九地協会会長会報告 / ゆうちよ担当者会議報告 | P6~7 |
| ■ 監察活動報告/会則見直し作業報告/全国法規監察担当者会議報告 | P7~11 |
| ■ 大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定 | P12~14 |
| ■ 業務研修会報告「自動車の登録事務に関する基礎研修」 | P14 |
| ■ 「開業支援セミナー」のPRのお願い/ 行政書士記念日事業について | P15 |
| ■ 平成28年度特定行政書士法定研修単位会別修了者数 | P16 |
| ■ グルメ旅 (東部支部) | P17 |
| ■ 佐賀会の入会金と会費の変遷 / 各部の近況(活動報告) / 会務日誌 | P18~22 |
| ■ ゆるキャラグランプリの結果報告 / 新入会員の紹介 / 会員の動向 | P22~24 |
| ■ 行政書士倫理綱領/事務局だより/編集後記 | P25 |



佐賀県行政書士会

平成29年 会長年頭所感

佐賀県行政書士会 会長 赤司 久人



明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、熊本地震をはじめ、集中豪雨や島根県の地震など災害の多い一年でした。

熊本地震に際しては、熊本会からの要請を受け、本会としてもいち早く支援に駆けつけ、罹災証明書の発行のお手伝いなど被災者に喜んでいただける活動を行うことができました。この経験を通じて、行政書士会という組織が大災害などいざという時に、迅速に住民の皆様役に立つ活動ができるということを実感しました。これからも、行政との連携の強化や他会との情報交換を通じて、住民に信頼される会の運営に努めてまいります。

また、ゆうちょ銀行との連携もさらに深まり、九州各県での無料相談会が定着してきました。今後も、研修等を通じて、さらなる会員の能力担保を図り、ゆうちょ銀行の期待に応える人材を派遣できるよう努力したいと考えております。

九地協（九州地方協議会）の活動も数年前とは見違えるように活発になり、所有者の判然としないう休農地や空き家の調査についての先進的な取り組みや、福岡会による他会にも門戸を広げた広域的な研修会の実施など会員にも役に立つ会議へと進化しつつあります。

ホームページや会報を通じて、会員にもお知らせしてまいります。

自動車の登録に関するワンストップサービス（OSS）については、日行連はその改正に絶対反対の立場を貫いてきましたが、「国民の利便に資する」という立場から国交省との話し合いに応じ、近々一定の結論を出す予定と聞いております。情報があり次第、会員各位にも発信してまいります。

今年は、トランプ米大統領の就任、イギリスのEU離脱、中国の脅威の増大、日露関係の行方など世界情勢の大転換が予想されます。

日本社会も益々複雑多様化する中で、行政書士の存在や役割も大きく問われることになると思います。

一人一人の会員が研鑽を重ね、それぞれの専門分野で力を発揮されることを念願して、新年のごあいさつとさせていただきます。



新年のごあいさつ

佐賀県知事 山口 祥義

「その時、佐賀は世界を見ていた」



新年明けましておめでとうございます。

今年から数えてちょうど150年前の1867年、明治維新が始まる前の年のこと。フランス・パリで万国博覧会が開催されました。そこに、日本から初めて出展したのは、幕府と薩摩藩、そして我らが佐賀藩です。佐賀藩が出品した有田焼は現地で好評を博し、飛ぶように売れたと伝えられています。

その一方で、参加した藩士たちは、現地から顕微鏡やガラス製品を持ち帰ったほか、オランダにも立ち寄り蒸気船を発注しています。彼らは遠くヨーロッパで様々なものを得ることで、自藩の技術革新に役立てようと積極的に動いていたのです。

幕末の佐賀藩は、名藩主鍋島直正公のもと科学技術の導入と展開を進め、反射炉の建造や蒸気船の製造を成功させたことにより、幕府や他藩から大きな注目を集めていました。まさに日本中が佐賀を見ていた時代です。しかし、その時の佐賀人の目は、パリ万博に参加した藩士たちのように、水平線を越えたその先、広大な世界を見つめていたと言えるでしょう。

それから1世紀半の時間が過ぎても、佐賀の卓越した「技」とそれを支える「人」、そして、その技と人を本物のものにする「志」は、当時と変わらぬ光を放ち続けています。

去年は、その結晶ともいべき有田焼が創業400年を迎えました。地域で連綿と受け継がれてきた技をベースに、ヨーロッパの新たなデザインと連携し、現在の生活に馴染む“新しいスタンダード”を生み出そうとしています。江戸、明治と、時代時代に世界で名声を得てきた有田焼は、三たび、世界へと飛び立つ翼を得て、新たなものづくりへの挑戦をスタートさせました。

これからも、「佐賀さいこう！」を合言葉に、歴史の中で培われてきた最高の「技・人・志」の再興を通じて、世界を見据え、世界に誇れる佐賀づくりを進めていきたいと思えます。

今年もよろしく願いいたします。

平成29年 年頭所感



日本行政書士会連合会 会長 遠田 和夫

平成29年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

日頃から、全国の行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜るとともに、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

日行連会長に就任してから一年半が経過しました。46,000名以上の行政書士会員の皆様を取り巻く環境は十人十色であり、また皆様それぞれに日々の業務への様々な取組や想いがあります。その全てを背負っているという認識のもと、私は就任当初から現在まで、行政書士制度をより充実・発展させ、確固たるものにしたいという想いを常に抱いて会務に取り組んでいます。国民の皆様に「身近で頼れる街の法律家」として認識し、相談相手として選んでいただける行政書士像とはどのようなものなのか、自問自答しながらも、最善として選んだ道を邁進しています。

昭和26年の行政書士法成立から65年余りが過ぎました。当時と現在では、社会通念、経済情勢、価値観、生活環境など、国民の皆様を取り巻く環境は大きく変化し、私たち行政書士の業務環境もまた変わりました。選択肢や情報が溢れ、それに伴い物事を選択する際の判断基準や指標も多岐にわたります。そして今ある環境や状況も不変ではなく、常に変化を続けるものであると考えます。

行政書士の業務範囲は幅広く、ゆえにその特徴や専門性の訴求力が十分にあるとは言い難いことが弱点であると思われる方もいるかもしれません。しかし逆に見れば、社会の流れにより変わる国や自治体の施策、それによる広範囲にわたる関係法令の改正、さらには国民の皆様の多様で幅広い要請に応え、進化し続けることができるのが行政書士であり、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という行政書士法に規定される目的にも沿った強みであると考えます。私たち行政書士は、人が生まれてから亡くなるまでの数十年間の様々なライフステージにおいて、国民の皆様の生活に携わっていくことができる資格者です。「書類の作成を代理すること」といった従来からの業務を礎に、ビジネスの誕生から成長過程において「相談を受け、強みを整理し、コンサルティングしていく」という分野でも活躍し、その役割も確立しつつあることは、諸先輩方が時代が求めるニーズや役割を察知し、真摯に向き合い、取り組んでこられた結果に他なりません。

「超高齢社会」への対応、「所有者不明土地」や「空き家」といった社会問題の解決、予防法務への取組など、一つずつ実績を積み重ね、磨きあげていくことにより、後進の未来が明るいものとなるようにしなければなりません。

行政書士制度に対する期待に応え、可能性を更に広げていくには、会員の皆様のお力添えが不可欠です。一丸となって、着実に歩みを進めてまいりたいと思います。最後になりましたが、この新しい年が佐賀県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

平成28年度行政書士制度広報月間無料相談会の実施報告

平成28年度の広報月間の際には各支部会員の皆さまにご協力いただき、この誌面を借りて御礼申し上げます。新たにラジオCMにて行政書士制度及び相談会の広報活動を行いました。本年も各支部会員の皆さまのご協力を宜しくお願い致します。(広報部)

なお、広報月間の無料相談会の報告は以下の通りです。

佐賀県行政書士会(本会)

- 日時/場所 : 10月1日(土)10時~16時 / 佐賀県行政書士会 会議室
- 相談件数 : 13件(電話相談含む)
- 相談内容 : 遺言・相続 (10件)
- 契約書 (1件)
- 登記 (1件)
- その他 (1件)

佐賀支部

- 日時/場所 : 10月7日(金)10時~13時 / 佐賀市役所大和支所第1会議室(1F)
- 相談件数 : 6件(対面相談)
- 相談内容 : 相続 (4件)
- 農地転用、分筆 (1件)
- 契約書 (1件)

※ 10月4日から10月20日まで、佐賀支部管轄22箇所配布

東部支部

- 日時/場所 : 10月14日(金)10時~12時 / 千代田支所
- 10月17日(月)13時~16時 / 神埼市役所
- 10月26日(水)10時~12時 / 鳥栖市役所
- 相談件数 : 3件(対面相談)
- 相談内容 : 遺言・相続 (2件)
- 農地転用 (1件)

小城支部

※ 今回の無料相談会は見合わせる事となった。

10月18日に官公署を小城支部5名で訪問活動実施。空家対策の文書を手渡し、連絡を本会あてにお願いした。市の担当課は下記の通り。

小城市・・・まちづくり推進課(1F)

多久市・・・総合政策課(3F)

武雄・鹿島支部

○日時／場所：10月9日（日）10時～16時 / 武雄市文化会館2F中集会室A
/ 鹿島市民会館1Fサロン

○相談件数：5件（対面相談）

○相談内容：遺産分割（2件）
後見制度（1件）
生前贈与（1件）
契約書作成（1件）

※ 9月26日に武雄地域、鹿島地域に分担して挨拶廻りを実施。

広報掲載市町（9月号）… 白石町、江北町、大町町、鹿島市、嬉野市

伊万里支部

○日時／場所：10月20日（木）13時～15時 / 伊万里公民館

○相談件数：0件（対面相談）

※ 同日、9時から12時まで官公署廻り

支部の会員名簿を希望される窓口（土木事務所）があったので、会員以外に補助者の掲載をも希望されるか各会員に確認中。

唐津支部

○日時／場所：10月19日（水）13時半～16時 / 唐津市役所 会議棟1F 第2委員会室

○相談件数：7件（対面相談）

○相談内容：相続（4件） 遺言（1件）
会社設立（1件） 建設業許可（1件）

○その他：無料相談会をどのようにして知ったのか？

新聞の折り込みチラシ（3件） 市報（2件） 知人より（2件）

※ 10月4日から10月18日まで、官公署廻り。



平成28年度第2回九地協会長会議報告書

日 時 平成28年11月19日(土)13:30～14:50
継続審議 20日(日)9:00～11:00
場 所 福岡市博多区 博多サンヒルズホテル

I 協議事項

1. ゆうちょ銀行との連携事業について

- ① 福岡会の野田会長から、「ゆうちょ銀行との連携は、九地協で取り組みが広がっているが、全国に広げて行きたい」との発言があった。
また、熊本会の井口会長からは、「ゆうちょ銀行の九州本部との間で、連携に関する覚書を交わす準備を進めている」との話があった。
それらを踏まえて、九地協の鎌田会長から、全国的に法務局や商工会議所等の統廃合が進められ、日常的な法律問題を相談できる地域のインフラが大幅に減少している。ゆうちょ銀行での無料相談が定着すれば、新たな地域インフラになり得るのではないかと指摘があった。
- ② これまでの相談は、遺言・相続を中心に行われているが、これからは成年後見制度等に幅を広げていくべきであるとの発言があった。これについては、今後も継続して協議を続けていく。

2. 担当者会議の実施について

- ① 担当者会議については、前向きな発言が多かった。鎌田会長は、予算の範囲内で優先順位をつけて選択と集中で取り組みたいとの決意を示した。また、次回の大分での九地協の折に、事務局職員の会議を実施することで意見が一致した。
- ② 空き家対策について、各県から発言があったが、県の対応や調査の進展については、まだばらばらの状態で、これから九地協としても取り組んで行こうということになった。

3. 佐賀会から

佐賀会からは、現在文化庁で「著作権アドバイザー」制度の発足を考えておられるようなので、これが具体化すれば、日行連や九地協としても担い手育成を進めていく必要が出てくるので、ゆくゆくはこれに関する担当者会議も必要になるのではないかと発言を行った。

ゆうちょ担当者会議報告

ゆうちょ銀行提携行政書士記念日行事の取り組み

昨年に引き続き「ゆうちょ銀行提携行政書士記念日行事」として次のとおり実施することとなりました。

1. 提携内容

相続の手続き及び遺言書の作成・手続きに関する無料相談会の相談員を本会で担う

2. 実施日時及び場所

平成29年2月22日（水）10:00～15:00

ゆうちょ銀行佐賀店 会議室

3. 相談員について

1) 人数 6名（2名1組）

2) 相談員の選定 本会会員の公募

3) 相談員資格

①佐賀県行政書士会の相談員規則に基づく相談員であること

②本会が実施する事前研修会の受講者であること

相談員の募集及び事前研修会については別途ご案内いたします。

監察活動報告

監察活動報告

今年度も、行政書士制度広報月間に合わせ監察活動が委員の先生方のご協力により行われました。今回の監察活動は建設業許可申請書類代理作成者に関するものです。本人作成と認められる申請書は当然除きますが、十数件ほど行政書士法違反ではないかと疑義がある事例も認められます。今後は担当行政機関と協力し、法令遵守に努めるよう周知徹底を図っていきたいと考えております。

今回の監察活動報告を通しての課題・総評

①行政書士が作成した申請書でありながら、表紙に行政書士名記載がない者が見受けられる。会からの強い指導を望む。

②本人申請で表紙に氏名記載のない者、肩書記載のない者が見受けられる。担当役所の指導を望む。

会則見直し作業報告

現在、会則及び規則、規程の見直し作業を総務部法務委員会で行っております。文言等の統一をはかり現代に対応する会則等の整備に向け日々の忙しい業務の中、法務委員の方々には作業を進めていただき順調に進捗しております。本作業の統一ルールを会員の皆様にご報告いたします。

会則等見直し・文言ルールの一

条文中の（以下「」という）は（以下「」という。）と句点付記

次のような接続詞は、原則として、仮名で書く。

例 おって かつ したがって ただし ついては ところが ところで
また ゆえに

ただし、次の4語は、原則として、漢字で書く。

及び 並びに 又は 若しくは

（出典：「公用文における漢字使用等について」内閣訓令第1号 H22.11.30）

会則に根拠のある規則は「規則」、それ以外は「規程」

各号を列挙するとき、文末が「こと」の場合は句点[.]を付す。名詞の場合は句点なし。

ある時点を指す場合は「時」、場合を指す場合は「とき」又は「場合」

回数を指す場合もアラビア数字を使用。

月や年は「ヶ」を使用しない。（「箇月」又は「月」）

附則については「この規則（規程）は、平成29年 月 日から施行する。」

旅費規程については「なお、この改正より前に命じられた旅行については、なお従前の例による」を付記

全国法規監察担当者会議（監察担当者意見交換会）報告

日 時 平成28年12月8～9日

場 所 日本行政書士会連合会

出席者（報告者） 春野 武史

平成28年12月8日、9日と日本行政書士会連合会へ出張し、監察担当者として意見交換会に参加しました。どの単位会の監察担当者も課題点は共通して非行政書士排除に関する事であった。根絶する事は難しい中、比較的的成功している以下の3単位会から発表があった。すでに佐賀会で実施済みのものもあるが、参考にすべきものも多いと思われる。

1.山形会

- ・窓口規制表示板の設置（本会も取り組み済）
- ・県内35市町村の9割に各支部所属名簿（電話番号あり）を設置
- ・農業委員会に窓口規制表示等の適用で改善に努めた結果、農転の100%近くを行政書士が行っている
- ・広報と監察を両輪で行う事が重要
- ・現在は中古車業者への監察活動に努力している
- ・行政書士法違反と認められる事項報告書を支部長から挙げてもらっている

2.三重会

- ・行政との協力（窓口行政書士業務を知ってもらう）
- ・農業委員会にパンフレットを置き非行政書士排除に努めた結果、違法者の絞り込みが出来た
- ・保健所にも許認可申請書類作成で報酬を得るのは行政書士法違反と広報
- ・大阪会より許可を得て非行政書士排除ポスターを作成し提示配布した
- ・会員にネックストラップを配布し官公署訪問時に着用させる
- ・会報を年3回発行し官公署や業界団体に配布

3.大阪会

- ・行政窓口へ働きかけが一番（平成22年府議会に請願済）
- ・窓口担当は異動するため毎年訪問している
- ・府総務部長名で各機関に非行政書士排除の徹底してもらった（政連と県議を通じて行った）
- ・各支部で無料相談会＋ラジオ放送広報（予算300万）
- ・建設業許可の行政書士法違反は税理士、組合、民商への対処に注力
- ・会員に作成申請書等への記名、職印押印の指導徹底

上記3単位会へ岡山会より質問

- ①窓口規制表示板の設置の効果は？
- ②窓口規制表示板の設置を警察署にも設置できたか？

1.山形会

- ①あり（顧問県議と年1回懇親会で要望）
- ②設置しているがディーラーの受付も受理している

2.三重会

- ①あり（行政より受付時に問い合わせがあるようになった）
- ②県、市を含め設置している（県との連名）ポスターも提示

3.大阪会

- ①ありと思われ10月広報月刊月間時に行っている
- ②府警、総務を通じて各署に設置

各単位会より

東京会

- ・窓口規制表示板を都が認めなかったが、少し前進の気配

福岡会

- ・福岡会員（現職県議）を通じて請願等を行っている
- ・福岡会員（警察 OB）を通じて警察関係に協力を求めている

熊本会

- ・警察の広報、総務トップと面談しているがポスターは駄目との事

栃木会

- ・行政文書開示請求（農地、開発の申請書、委任状）を行い違反者には懲戒請求を（他土業管轄宛に）⇒会長名 or 支部長名で（罰金刑にした事例あり）

京都会

- ・市議会に請願済、府知事には要望書を提出
- ・本人確認が非常に甘い
- ・赤帽の組合が運送業許可の書類作成料を取っていた⇒刑事告発した

大阪会

- ・組合と税理士に違反が多い⇒組合費を含め全体として報酬に該当と考えている⇒3回申請書提出していれば告発する

岡山会

- ・以前、車登録で告訴したが足代程度として敗訴した
⇒行政書士法1条の2『業として』『報酬を得て』を消して欲しい

長野会

- ・農業委員会、建設課等に提示板設置
- ・専門士業間で懇親会を行い業際対策

群馬会

- ・各支部で調査し単位会に挙げてもらう（委任状、領収書、申請書）
⇒領収書を押さえるのは難しい（罰金刑にした事例も）

大分会

- ・元行政書士補助者が業務（車登録）を行っており情報開示で状況待ち

京都会

- ・他土業には条文中に『報酬を得て』が無いので無くして欲しい

千葉、埼玉会

- ・建設業許可を民商が行っている（ホームページ掲示を削除させた）

東京会

- ・荒川支部より上記の民商の件⇒単位会より文書通告

日行連（鎌田先生）

- ・民商対策としては具体的報告を各単位会より挙げて欲しい
- ・行政書士法違反のホームページは多すぎて対応が難しいので報告を

監察担当者会議のまとめ（鎌田先生）

- ・窓口規制表示板は県議や警察 OB 会員を通じて行くと良い
- ・行政開示請求を通して告発を行うと良い
- ・行政書士法違反の民商等団体やホームページの対策は具体例を日行連に報告していただきたい

以下、私の本会における監察対策として参考となるのではと考える点を記述いたします。なお、法規担当者会議についての報告は徳永副会長から別途あるかと思えます。

①窓口規制表示板の設置

- ・他県会も参考に県議や警察OBを通じて話をするのが効果的だと思われるので、本会も顧問県議団との懇親会や警察OB登録者を活用すべきと考える。

②各市町村への会員名簿の設置

- ・本会でも支部名簿を設置してある農業委員会や土木事務所も数か所ある様だが、山形会では殆どの全役場に設置されているとの事だった。本会も早急に問い合わせしてみても対策を講じる価値はあると思う。

③行政との連携

- ・監察活動が上手くいっている単位会は、やはり行政との関係が密であると感じた。行政窓口は異動もあるので、地道に交流を継続的にやっていく機会を本会も行わねばならないと考える。

④支部会との連携

- ・行政書士法違反の事例報告等、各支部からの情報は本会の監察活動に必要不可欠だと思われる。山形会の報告書を参考に本会も作成し導入すべきではと考える。

⑤行政書士法違反PRチラシ

- ・大阪会が作成し、許可を得て三重会や福岡会でも導入しているPRチラシは本会も活用できれば良いと考える。建設業許可や農転等許認可別に作成する予算は本会には無いが、全役所に提示できるタイプのチラシもあり、それを活用できればと考える。

⑥行政書士法違反者への対策

- ・各单位会も証拠確保に苦勞をしているのが実情であり、本会でも人的にも予算的にも難しいとは思われるが、民商等の組合や税理士等他士業の違反も首都圏や近畿圏では特に多いとの事で、佐賀においても増えてくるだろうと思う。大阪会の意見でもあったが、複数回の申請は違反に該当と考えて当該団体や士業管轄の単位会宛に警告文等は送付すべきかと考える。

以上、人的にも予算的にも余裕が無い本会が出来得る対策は限られるために優先順位を考慮しつつ、効果ある監察活動を協議していくとともに広報活動とリンクさせて今後も進めていくべきと考える。それと同時に会員自身も申請書等への記名・職印押印の徹底等を行い自らが行政書士法遵守の態度を示す事が行政との信頼関係を深め、最終的には行政書士法違反の防止に繋がると考える。

大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定

地震や災害など大規模災害はいつ起こってもおかしくありません。また、比較的安全とされてきた九州においても、昨年の熊本地震のような大災害が再び発生することもあります。そこで、予てより九州運輸局より本会に下記の協定を締結するよう協力の要請があり、既に本会も社会貢献として締結しておりますので、会員の皆様のご協力を宜しく願致します。

大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定

九州運輸局佐賀運輸支局（以下「甲」という。）及び軽自動車検査協会佐賀事務所（以下「乙」という。）並びに佐賀県行政書士会（以下「丙」という。）は、大規模災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、被災者等からの被災車両に関する諸手続の相談に対応するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害等発生時には、被災した自動車の処分等のための照会及び各種手続きが急増し、甲及び乙の職員のみでは十分な対応が出来ないことが想定されるため、自動車の各種手続きに精通している丙と協働して行政相談に対応することを目的とする。

（臨時行政相談窓口等の設置）

第2条 大規模災害等発生時において、被災者等からの諸手続に関する相談が急増した場合、甲及び乙は臨時行政相談窓口又は移動行政相談所（以下、「臨時行政相談窓口等」という。）の設置を丙に要請するものとする。

（備品等の供与）

第3条 前条の臨時行政相談窓口等を甲及び乙の施設内に設置する場合、甲及び乙は必要な備品等を無償で丙に供与するものとする。

（費用）

第4条 第2条の臨時行政相談窓口等を設置する場合、丙は無償でこれに応ずるものとする。

（事務局）

第5条 臨時行政相談窓口等の開設等に係る調整をする事務局（以下「事務局」という。）を、佐賀運輸支局登録担当内に置くものとする。

（調整会議）

第6条 事務局は、大規模災害等発生時において甲及び乙並びに丙が適切に連携できるよう、自動車の諸手続に関する情報交換等を目的とした会議（以下「調整会議」という。）を開設するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲及び乙並びに丙のいずれからも事務局へ文書による協定終了の申し出がないときは、更に1年間有効としその後においてもまた同様とする。



(協定の解除)

第8条 甲及び乙並びに丙は、この協定を解除しなければならない事由が生じたときは、事前に事務局へ文書で通知して甲及び乙並びに丙が協議のうえ、解除するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めるもののほか、臨時行政相談窓口等に係る運用については別途定めるものとする。

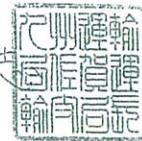
2 この協定に取り決めのない事項に関しては、甲乙丙三者の真摯な話し合いにより対応を協議するものとする。

この協定の証として、協定書3通を作成して当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 佐賀市若楠2丁目7番8号
九州運輸局 佐賀運輸支局

支局長 富田 廣



乙 佐賀市若楠2丁目10番8号
軽自動車検査協会 佐賀事務所

所長 有藤 匠



丙 佐賀市鍋島3丁目15番23号
佐賀県行政書士会

会長 赤司 久人



「大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定」の運用について

九州運輸局佐賀運輸支局（以下「甲」という。）及び軽自動車検査協会佐賀事務所（以下「乙」という。）並びに佐賀県行政書士会（以下「丙」という。）は、「大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定」（以下「協定」という。）第9条に基づき、その運用について以下のとおり定める。

1. 協定第2条（臨時行政相談窓口等の設置）について

- (1) 臨時行政相談窓口等の設置については、協定第5条に定める事務局（以下「事務局」という。）が丙に対し別紙「臨時行政相談窓口等設置要請書」により要請するものとする。
- (2) 丙は、事務局から臨時行政相談窓口等設置の要請を受けた場合には、調整会議にて、臨時行政相談窓口等の設置期間・設置場所・人員数・広報等を協議するものとする。

2. 協定第6条関係（調整会議）について

- (1) 調整会議は、原則として事務局が招集する。
- (2) 調整会議では、甲及び乙の職員並びに丙の会員のスキルアップを図るための情報交換、研修会などを企画し、平常から相談業務の円滑な執行のための支援体制をとるものとする。

・附 則

この運用は、平成27年12月14日から施行する。

業務研修会報告

自動車の登録事務に関する基礎研修 / 九州運輸局佐賀運輸支局

平成28年12月6日(火) 13:30～15:00

佐賀運輸支局2階会議室にて登録自動車および軽自動車の各種手続きについての業務研修を開催。普通自動車の手続きについて九州運輸局佐賀運輸支局運輸企画専門官是久様、軽自動車の手続きについては、軽自動車検査協会佐賀事務所業務課長富安様が説明。普通自動車と軽自動車の法律上の取り扱いの違いや先に締結した「大規模災害等発生時における自動車の行政相談に関する協定」に関し、災害時多く相談が寄せられると思われる廃車や移転手続きのポイントなど分かりやすく説明されました。

参加者は佐賀会の会員18名で会場はほぼ満席となりました。

業務部 黒田



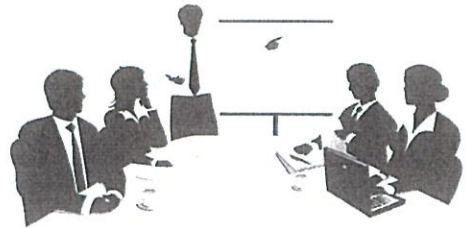
「行政書士開業支援セミナー」のPRについて（お願い）

3月11日（土）14時より、アバンセ（佐賀市天神三丁目2-11）にて、「行政書士開業支援セミナー」を開催します。

会員の皆様におかれましては、周りに行政書士試験に合格した資格保有者や受験生がいらっしゃいましたら、ぜひ本セミナーをご案内下さい。

<当日のプログラム>

- 14:00～ ご挨拶（佐賀県行政書士会）
- 14:05～ 行政書士の魅力
- 14:25～ 業務内容と報酬額について
- 14:55～ 登録入会手続きについて
- 15:15～ 開業資金について（日本政策金融公庫 佐賀支店）
- 15:55～ 質疑応答



行政書士記念日事業について



昭和26年に行政書士法が公布された日が2月22日。「行政書士の自覚と誇りを促し、制度普及を図る」との目的を達成するのに相応しい日として、この日を「行政書士記念日」と定め、平成19年度より実施しています。

佐賀会におきましても、広く県民の皆様には行政書士制度を知って頂くため、徽章等でおなじみな行政書士のシンボルであるコスモスの種を配布するPR活動を下記の通り予定しております。

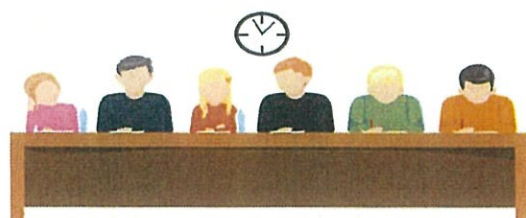
・・・ 当日スケジュール・・・

平成29年2月22日（水）

10:00～15:00 ゆうちよ銀行提携無料相談会の実施 / ゆうちよ銀行佐賀店会議室にて

13:30～14:30 パンフレット及びコスモスの種の配布 / ゆめタウン佐賀にて

平成28年度特定行政書士法定研修 単位会別修了者数



特定行政書士法定研修 単位会別修了者数

No.	単位会	H28 修了者数	H27 修了者数	累計 修了者数
01	北海道	26	79	105
02	秋田県	5	9	14
03	岩手県	4	11	15
04	青森県	4	10	14
05	福島県	5	25	30
06	宮城県	22	36	58
07	山形県	9	16	25
08	東京都	147	424	571
09	神奈川県	44	163	207
10	千葉県	37	130	167
11	茨城県	27	47	74
12	栃木県	15	24	39
13	埼玉県	39	130	169
14	群馬県	10	48	58
15	長野県	7	41	48
16	山梨県	10	20	30
17	静岡県	19	61	80
18	新潟県	18	34	52
19	愛知県	43	132	175
20	岐阜県	11	33	44
21	三重県	16	32	48
22	福井県	6	15	21
23	石川県	14	18	32
24	富山県	10	26	36
25	滋賀県	3	17	20

No.	単位会	H28 修了者数	H27 修了者数	累計 修了者数
26	大阪府	46	179	225
27	京都府	16	71	87
28	奈良県	7	21	28
29	和歌山県	0	15	15
30	兵庫県	24	96	120
31	鳥取県	3	14	17
32	島根県	0	16	16
33	岡山県	9	28	37
34	広島県	11	69	80
35	山口県	5	14	19
36	香川県	3	13	16
37	徳島県	3	9	12
38	高知県	1	26	27
39	愛媛県	7	22	29
40	福岡県	43	94	137
41	佐賀県	5	21	26
42	長崎県	5	9	14
43	熊本県	5	38	43
44	大分県	5	20	25
45	宮崎県	5	15	20
46	鹿児島県	2	27	29
47	沖縄県	10	30	40

平成27年度修了者合計	2,428 名
平成28年度修了者合計	766 名
平成27・28年度累計修了者合計	3,194 名

グルメ旅



☆☆☆ 6番線のうどんとかしわめし ☆☆☆

東部支部 森 寛

佐賀県の玄関口 JR 鳥栖駅前に(株)中央軒があります。九州鉄道開通まもない明治25年創業の弁当の立ち売り老舗を紹介します。



前身の光和軒が大正2年日本で初めて鶏めし駅弁「かしわめし」を販売開始。

昭和30年、鳥栖駅構内で九州では初めて立ち食い形式の「麺類売店」開始。有名な6番線うどんの誕生である。昔から駅待合、各ホームで同じく調整し販売しているが、駅で入場券をかってでも食べる人達が多く、なぜ6番線うどんが今でも評判なのかは不明だ。ひいき筋の話では、列車がホームに停車すると、かしわめし立ち売り人と温かいうどんを求め行列ができる。当時白石焼の素焼きどんぶりにうどんとかしわ肉がとても人気で、時間がない人たちはどんぶりごと買って列車に乗り込んだそうだ。かしわめしと素焼き容器のお茶がセットですごく売れていた。



現在は、サッカーJリーグサガン鳥栖のホームゲーム開催日には大勢のサポーター等で、うどんとかしわめしを求めて行列が出来ているとの事。購入時間の調整が必要かも？

案内ですが、現在本店、JR 鳥栖駅、九州新幹線新鳥栖駅などではうどん・弁当を、九州新幹線車内及び在来線特急車内では弁当のみを販売しているそうです。（折尾駅のかしわ弁当も有名ですが、やはり中央軒のかしわめしが断然一押しです。）

中央軒は、昭和41年10月に天皇皇后両陛下御召弁当調整、昭和44年11月皇太子殿下御召弁当調整という輝かしい経歴があるそうです。鳥栖が誇る伝統の味を今一度旅の共にいかがでしょうか。

〔 かしわめし (700 円)、焼麦 (540 円)、焼麦弁当 (740 円)、長崎街道焼麦弁当(930 円)
牛めし(1,140 円)、ゆふいんのもり(1,030 円)、うどん・そば(350 円) 〕

(株) 中央軒

〒841-0034 鳥栖市京町729番地
0942-82-3166 (FAX0942-83-1937)

・・・ホームページは中央軒で検索

佐賀会の入会金と会費の変遷

	会 費	入 会 金	備 考
昭和52年	1,000	15,000	
53年	1,500	20,000	改 正
54年	1,800	20,000	改 正
55年	1,800	30,000	
56年	1,800	30,000	
57年	1,800	30,000	
58年	1,800	30,000	
59年	2,300	60,000	改 正
60年	2,300	60,000	
61年	2,800	65,000	改 正
62年	2,800	65,000	
63年	2,800	65,000	
平成元年	3,300	100,000	改 正
2年	3,300	100,000	
3年	3,300	100,000	
4年	4,500	100,000	改 正
5年	4,500	100,000	
6年	4,500	100,000	
7年	4,500	100,000	
8年	4,500	100,000	
9年	5,000	150,000	改 正
10年	6,000	150,000	改 正

< 参考 > 全国の単位会では、 入会金の最高額 250,000円
 会費の最高額（年間） 84,000円

各部の近況（活動報告）

平成28年10月～平成28年12月

総 務 部



11月10日 第4回総務部会
 議題

①倫理研修会・新入会員研修会について

- ②会員の件について
- ③会則等整備作業の進捗報告
- ④顧問県議団への要望書式について
- ⑤その他

19～20日 九州地方協議会 福岡開催に出席

26日 倫理研修会、新入会員研修会

29日 県法務学事課と意見交換

12月 2日 佐賀県専門士業団体連絡協議会幹事会に出席

26日 第5回総務部会

議題

- ①次年度業務計画及び予算案について
- ②各支部における委員数について
- ③4月8日理事会の予定変更について
- ④顧問県議と会員の意見交換会について
- ⑤会則・規則の整備作業状況について
- ⑥公益活動について（熊本地震における応援活動）
- ⑦会館移転について

業 務 部

10月 8、9、15、16日 特定行政書士法定研修（補講）

23日 特定行政書士法定研修 考査

11月 9日 出前講座 / 佐賀市立諸富公民館

10日 平成28年度ベンチャー交流ネットワーク 第3回例会 出席

10日 中小企業経営セミナー ～行政書士業務の紹介（日本政策金融公庫主催）

16日 平成28年度金融庁業務説明会 参加

12月 3日 著作権相談員養成研修 1日目

～4日 著作権相談員養成研修 2日目

6日 業務研修 自動車登録および軽自動車の各種手続きについて / 佐賀運輸支局

20日 ベンチャー交流ネットワーク事務局訪問

20日 第3回業務部会

議題

1. 審議事項

- ①「自主的業務研究サークル設立・運営規則」の問題点の提示
- ②「大規模災害等発生時自動車相談窓口等協定」に基づく協力会員の参集結果及び今後の運営について
- ③相談員規則の改正について

④ベンチャー交流ネットワークとの今後の提携について

⑤知財関係セミナーの開催について

⑥ゆうちょ銀行佐賀店連携無料相談会の実施について

2. 報告事項

①「空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会の構成員」における本会の活動

②「平成28年度ゆうちょ銀行無料相談会」九地協担当者会議

③一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの協定の締結について

④著作権相談員研修（法定＋実務）の実施

⑤特定行政書士法定研修（補講）と考査の実施

⑥出前講座開催実績及び予定

⑦自動車関係研修会

広 報 部

10月 1日 本会主催広報月間の無料相談会開催

21日 スカイク会議

議題

1 広報誌印刷の外注の場合のスケジュールについて

2 新年号の内容について

11月14日 佐賀県庁へ赴き知事へ「行政さが」新年号への新年挨拶文寄稿依頼す。

同日 日行連へ広報月間活動報告

12月15日 午後5時30分よりスカイク会議

内容

新年号の打合せと24日協議する議案の整理

24日 午後3時広報部会

議題

1 新年号進捗状況確認ほか

2 理事会提出議案について

3 コスモスの種発注ほか

4 その他



※※※※ 《 会務日誌 》 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

- 10月 1日 本会無料相談会
10月 8日 特定行政書士法定研修 補講 第1日目
10月 9日 特定行政書士法定研修 補講 第2日目
10月11日 行政書士試験実施委員会
10月12日 九州地方協議会ゆうちょ銀行担当者会議 /熊本テルサ
10月15日 特定行政書士法定研修 補講 第3日目
10月16日 特定行政書士法定研修 補講 第4日目
10月18日 サークル（家事法務研究会）
10月19日 監察綱紀広報月間活動（佐賀県庁）
10月20日 法務委員による会則整備作業
10月21日 行政書士試験研修会（1）
10月22日 行政書士試験研修会（2）
10月23日 特定行政書士考査
10月29日 サークル（農業生産法人）
- 11月 4日 第2回監察綱紀委員会
11月 8日 登録交付式
11月 9日 出前講座 /佐賀市立諸富公民館
11月10日 中小企業経営セミナー：日本政策金融公庫主催
11月10日 第4回総務部会
11月10日 28年度ベンチャー交流ネットワーク第3回例会 /伊万里迎賓館
11月11日 専門士業団幹事会 /土地家屋調査士会会議室
11月13日 行政書士試験 /西九州大学短期大学部
11月15日 サークル（家事法務研究会）
11月16日 平成28年度金融庁業務説明会 /第二合同庁舎
11月19日 九州地方協議会会長会 /博多サンヒルズホテル
11月20日 九州地方協議会ゆうちょ銀行担当者会議 /福岡県行政書士会
11月21日 第3回綱紀委員会
11月22日 28年度空き家対策に関する意見交換会（佐賀県県土整備部） /佐賀県庁
11月26日 正副会長会
11月26日 倫理・新入会員研修会
11月28日 第2回法務委員会
- 12月 2日 専門士業団理事幹事会合同会議 /千代田館
12月 2日 第4回綱紀委員会
12月 3日 著作権相談員養成研修 1日目
12月 4日 著作権相談員養成研修 2日目
12月 5日 行政書士試験反省会

- 12月 6日 業務研修会「登録自動車と軽自動車の各種手続きについて」 /佐賀運輸支局2階会議室
- 12月 6日 全国 OSS 担当者会議 /日行連
- 12月 8日 全国法規監察担当者会議 /日行連
- 12月10日 サークル（法務経営研究会）
- 12月20日 ベンチャー交流ネットワーク事務局訪問
- 12月20日 第3回業務部会
- 12月24日 第4回広報部会
- 12月26日 第5回総務部会
- 12月27日 登録交付式
- 12月28日 御用納め

ゆるキャラグランプリ2016エントリーの結果報告

平成28年11月5日（土）・6日（日）の2日間、本会公式キャラクターのユキマサくんが「ゆるキャラグランプリ2016 in 愛媛のえひめ（愛媛県松山市）」の決選投票に参加いたしました。

多くの皆様の御協力もあり、ユキマサくんの結果は、約1,400エントリーのうち、総合30位、企業・その他ゆるキャラ部門では11位と、初参加で大健闘いたしました。心から御礼申し上げます。

当日は多くの方が来場し、ユキマサくんを通じて行政書士制度の周知につながったと実感しています。次号では当日の様子を写真とともに御報告予定です。

今後も、広報部は行政書士制度の宣伝部長ユキマサくんと一丸となって行政書士制度のPRに努めてまいりますので、応援をよろしくお願いします。



ゆるキャラグランプリへの投票期間（7月22日（金）～10月24日（金））、毎日たくさんの投票をありがとニャ！
 そして、愛媛の会場まで足を運んでくれた皆さんもありがとニャ。
 皆さんの応援がボクの原動力になるニャ！
 これからも応援よろしくニャ！

新入会員の紹介

まつなが なおゆき
松永 直之

【入会日】
平成28年11月1日

【事務所名】
行政書士より深いとたい話の
法務事務所

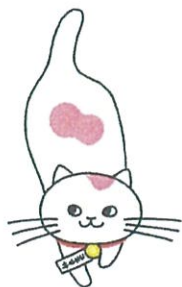


佐賀県行政書士会の会員の皆様、平成28年11月1日付けで佐賀支部に登録しました松永と申します。

今までの就業経験である総務・人事及び経理業務を行う中で、企業組織の運営に関する原案や外部関係取引業者間との契約書の作成等の経験を基に、今後、未経験の事も含め、研鑽に励み、広範囲で奥行き深い個々の取扱業務に丁寧に接して行きたいと思っています。

混迷と多様化の現代社会の中で、行政書士の業務を通して社会的な自己の存在と役割の意義を見出し得れば幸いに思っています。

宜しく御願ひ申し上げます。



やすい かずひろ
保井 一宏

【入会日】
平成28年11月1日

【事務所名】
行政書士保井一宏
法務事務所



はじめまして、11月1日付けで佐賀県行政書士会に入会した保井一宏と申します。

私は、約16年間福岡県で型枠大工として生計を立てていましたが、昔から法律に興味があり、行政書士と司法書士の資格を取得しようと決心に、3回目の試験で行政書士試験に合格することができ、佐賀市大和町で開業することになりました。

今後業務に関しては、相続関係、法人関係、許認可関係なるべく幅広い業務を行える行政書士をして経験を積み、お客様のご期待に応えていきたいと思っております。

簡単ではございますが、諸先輩の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

ちぢいわ りんたろう
千々岩 倫太郎

【入会日】
平成28年11月1日

【事務所名】
千々岩倫太郎行政書士事務所



新年あけましておめでとうございます。
平成28年11月に登録しました千々岩倫太郎と申します。

行政書士の仕事は多岐に渡り、勉強することも多いですが、お客様の開業や経営にあたってのサポートをするということには変わりありませんので、喜ばれ、信頼を得られるよう日々精進していく所存です。

できれば宅建業免許申請や風営法に基づく許可申請手続きを中心に考えておりますが、まずは経験を積み、早く仕事に慣れたいです。

諸先輩方には、今後ご相談をすることも多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

会員の動向

【新規入会】

支部名	登録日	氏名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	H28. 11. 1	まつなが なおゆき 松永 直之	849-0202	佐賀市久保田町大字久富 4031 番地	0952-68-3869
佐賀	H28. 11. 1	ちらいお りんたろう 千々岩 倫太郎	840-0811	佐賀市大財一丁目1番10 号いろはビル307号	0952-97-5069
佐賀	H28. 11. 1	やすい かずひろ 保井 一宏	840-0201	佐賀市大和町大字尼寺 1603 番地5	0952-62-4140
武雄鹿島	H28. 12. 15	なかはら しげとし 中原 滋敏	843-0002	武雄市朝日町中野 5738	0954-23-1571

【退 会】

支部名	氏名	抹消理由（退会日）	支部名	氏名	抹消理由（退会日）
唐津	松尾 久幸	廃業（H28. 9. 30）	佐賀	陣内 才	死亡（H28. 11. 15）
唐津	中嶋 幸孝	廃業（H28. 11. 30）			

訃 報

平成28年11月15日 佐賀支部 陣内 才 会員がお亡くなりになりました。
謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



会員数 227名（男：205 女：22）＋ 法人1 ※平成28年12月15日現在

行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し名譽を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



事務局 だより

平成28年度第4期 《会費納入のお願い》

事務局では平成28年度第4期（平成29年1月～3月）の会費の納入をお願いしております。多忙な時期でいらっしゃるかとは思いますがどうか当会のご活動にご理解いただき、入金をお願い申し上げます。

過年度において未納会費がおありになる方につきましても、宜しくお願いいたします。

※ 会費のご納入には佐賀銀行の自動引落のご利用が便利でお得です（手数料は本会が負担）。ご利用を希望される方は事務局までお問い合わせください。

編集後記

明けましておめでとうございます。新年にあたり思うことを四字熟語で現せば「知足安分」「小欲知足」。

昨年南米ウルグアイの前大統領ホセ・ムウカ氏が来日され、「貧しい人とは持たざる人ではなく、いくらあっても満足しない人である。」とお話された。oh! 衝撃… それで紹介しました。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

広報部
山崎 芳高

佐賀県行政書士会

事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則により会員の処分が発生した場合、広報紙・HPにて公表することになりました。

